

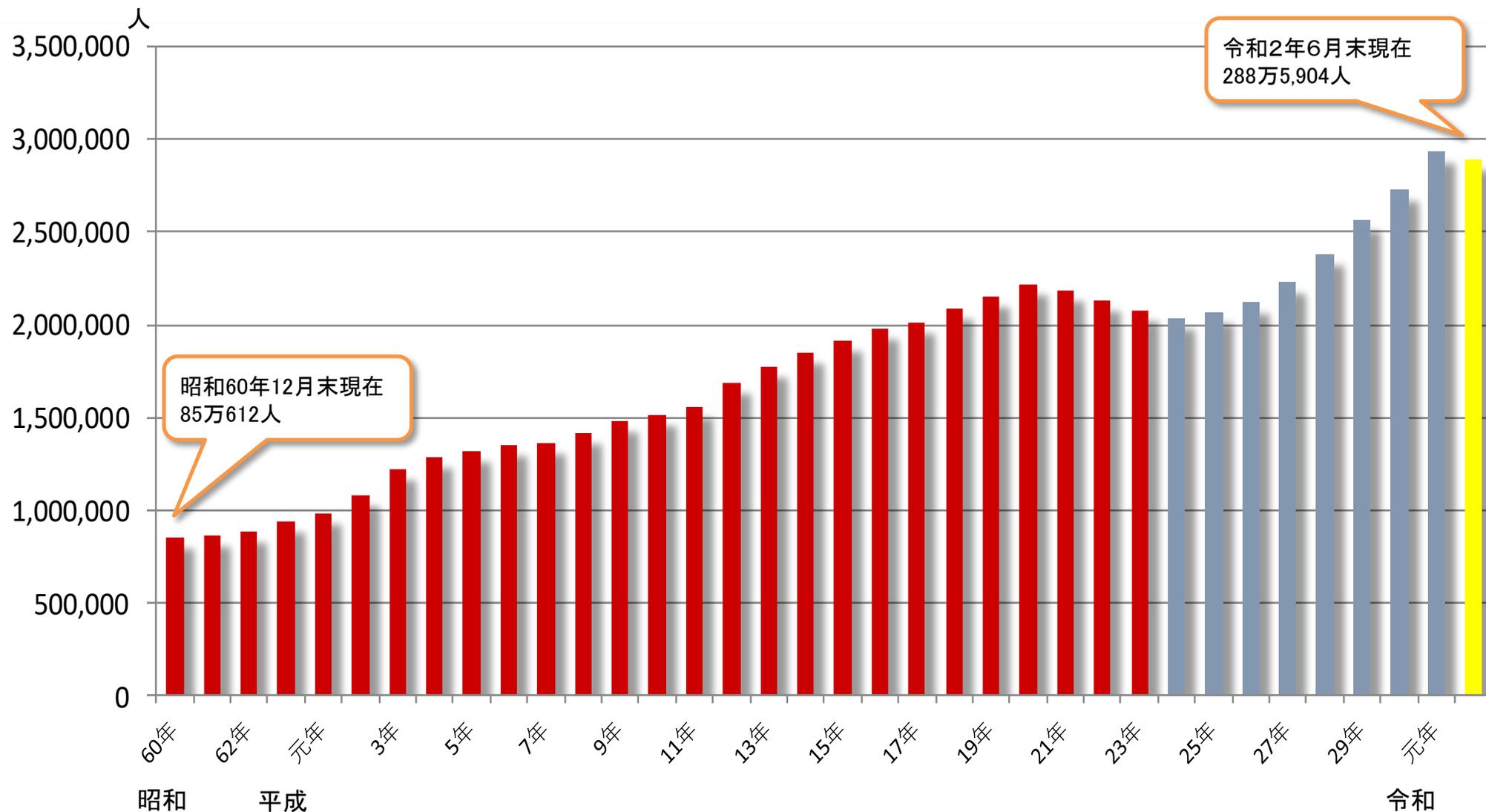
コロナ禍における在留外国人への対応



令和3年3月11日

在留管理課調整官 伊藤 純史

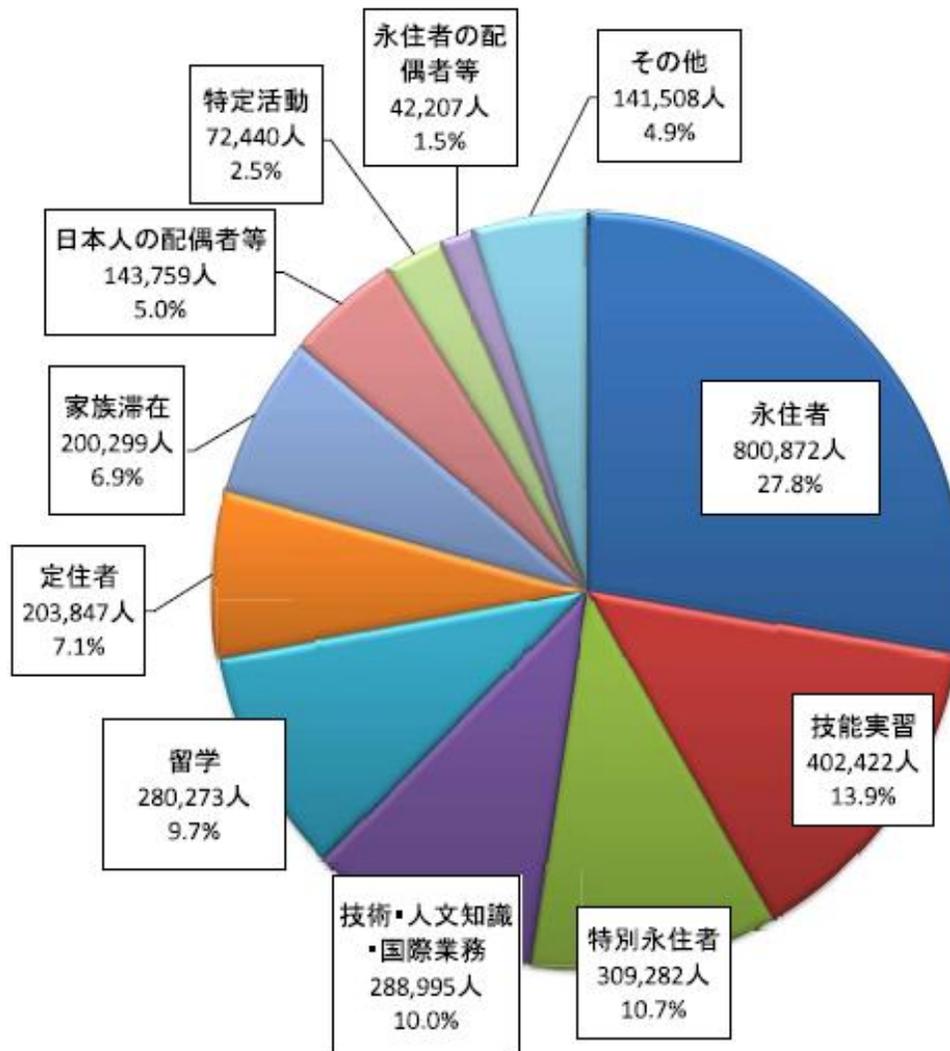
在留外国人数の推移



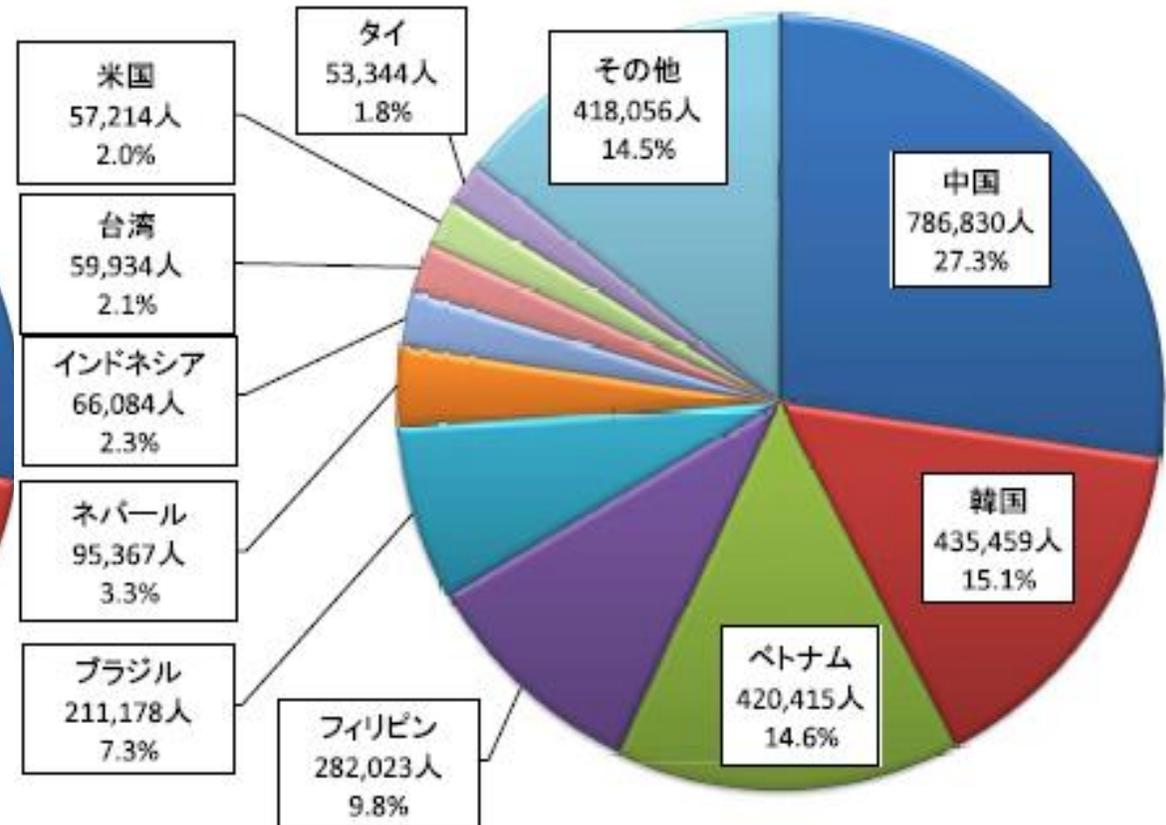
※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

在留外国人数(総数) 288万5,904人

在留資格別



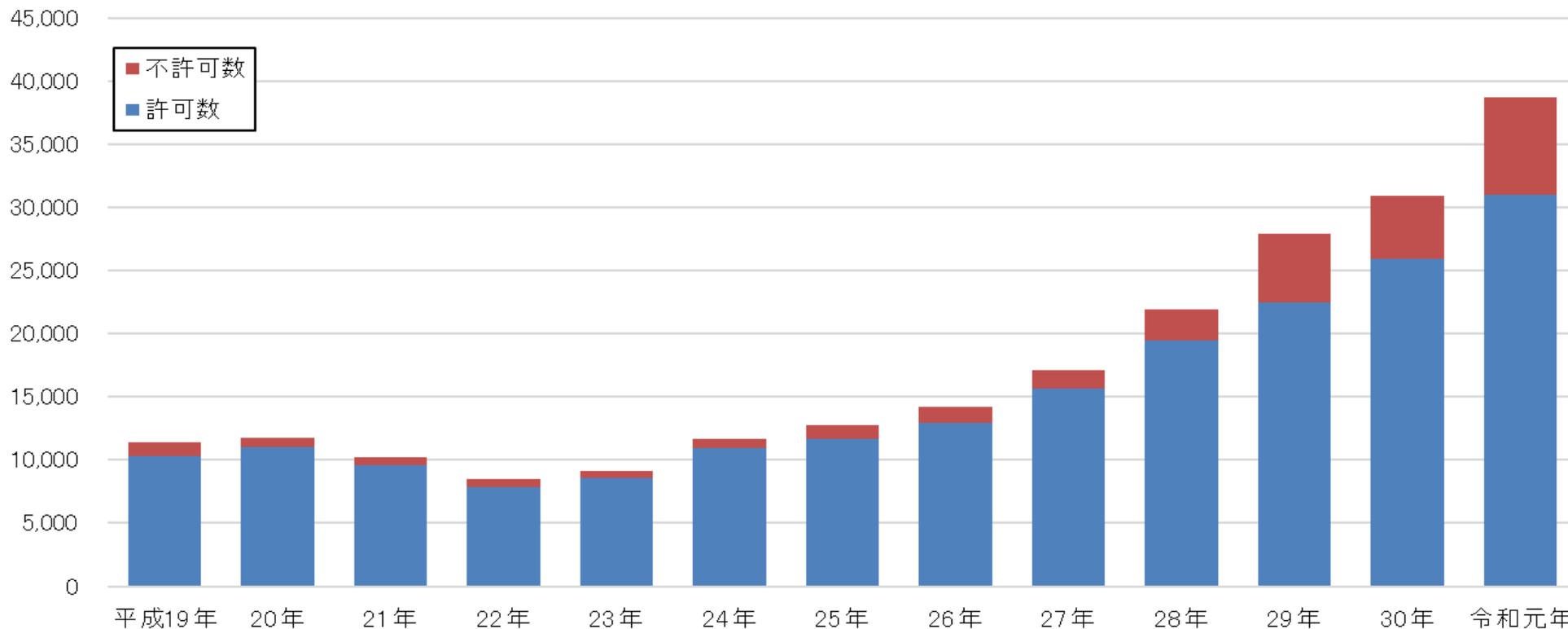
国籍・地域別



留学生から就職目的の在留資格変更許可申請に係る処分数等の推移

- 令和元年は過去最高を記録した。
- 平成19年と比較して、令和元年の申請数は約3.4倍に増加している。
- 令和元年の在留資格別許可数の内訳については、「技術・人文知識・国際業務」が28,595人で全体の92.4%を占めている。
- 令和元年の留学生の就職先の業種については、卸売業・小売業(6,103人(14.6%))と「職業紹介・労働者派遣業(4,347人(10.4%))」が上位を占めている。

留学生から就職目的の在留資格変更許可申請に係る処分数等の推移



	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
総数	11,410	11,789	10,230	8,467	9,143	11,698	12,793	14,170	17,088	21,898	27,926	30,924	38,711
許可数	10,262	11,040	9,584	7,831	8,586	10,969	11,647	12,958	15,657	19,435	22,419	25,942	30,947
不許可数	1,148	749	646	636	557	729	1,146	1,212	1,431	2,463	5,507	4,982	7,764
許可率	89.9%	93.6%	93.7%	92.5%	93.9%	93.8%	91.0%	91.4%	91.6%	88.8%	80.3%	83.9%	79.9%

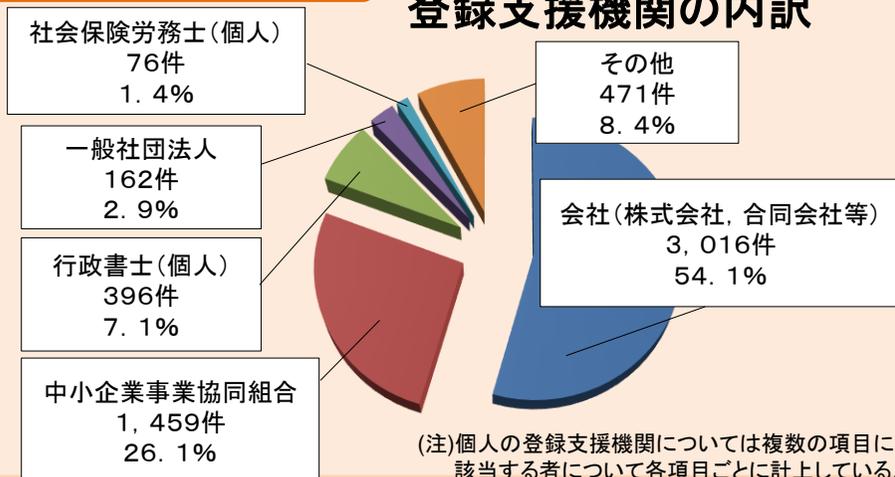
特定技能制度運用状況①



特定技能外国人の許可状況等について(令和3年1月末現在:速報値)

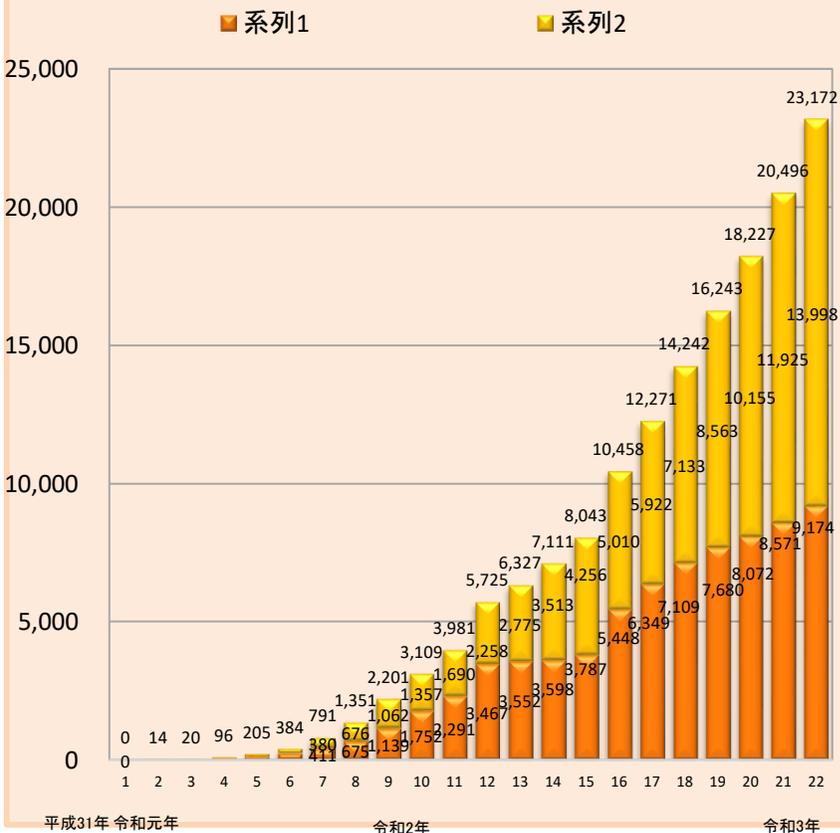
登録支援機関の内訳

① 在留資格認定証明書交付	交付	9, 174 件
② 在留資格変更許可	許可	13, 998 件
③ 登録支援機関登録	登録	5, 538 件



許可件数等の内訳

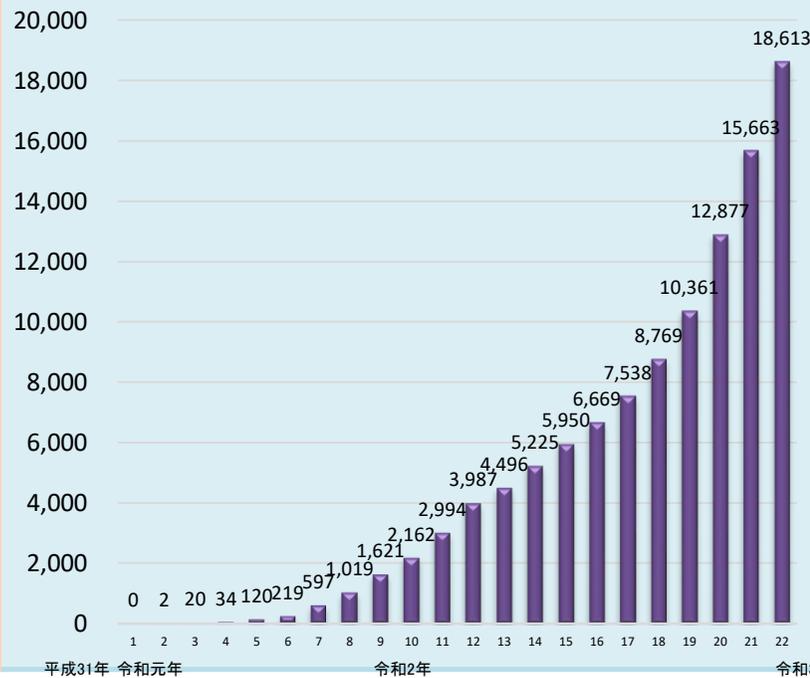
(許可・交付件数)



特定技能在留外国人数(令和3年1月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数

18,613 人



分野	人数
介護	1, 146 人
ビルクリーニング	208 人
素形材産業	1, 450 人
産業機械製造業	1, 509 人
電気・電子情報関連産業	880 人
建設	1, 614 人
造船・船用工業	507 人
自動車整備	190 人
航空	14 人
宿泊	73 人
農業	2, 883 人
漁業	250 人
飲食料品製造業	6, 844 人
外食業	1, 045 人

特定技能制度運用状況②



特定技能在留外国人数(令和2年12月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 15,663人

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	610	51	87	107	10	26	118	832	291	590	783	1,260	1,016	714	128	138	120	91	96	274	347	439	1,250	320
構成比	3.9%	0.3%	0.6%	0.7%	0.1%	0.2%	0.8%	5.3%	1.9%	3.8%	5.0%	8.0%	6.5%	4.6%	0.8%	0.9%	0.8%	0.6%	0.6%	1.7%	2.2%	2.8%	8.0%	2.0%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	138	276	779	574	62	38	47	47	263	572	82	85	298	241	67	680	64	191	385	125	76	204	167	504
構成比	0.9%	1.8%	5.0%	3.7%	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	1.7%	3.7%	0.5%	0.5%	1.9%	1.5%	0.4%	4.3%	0.4%	1.2%	2.5%	0.8%	0.5%	1.3%	1.1%	3.2%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング	ビル	素形材産業	製造業	産業機械	関連産業	電子情報	電気	建設	造船	船舶工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業	飲食品	外食業
在留数	939	184	1,235	1,248	725	1,319	413	151	13	67	2,387	220	5,764	998						
構成比	6.0%	1.2%	7.9%	8.0%	4.6%	8.4%	2.6%	1.0%	0.1%	0.4%	15.2%	1.4%	36.8%	6.4%						

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	9,412	1,575	1,514	1,059	674	488	455	135	351
構成比	60.1%	10.1%	9.7%	6.8%	4.3%	3.1%	2.9%	0.9%	2.2%

(注)小数点第一位が0の場合には、小数点第二位までで四捨五入。

特定技能制度運用状況③



特定技能試験等の実施状況について(令和3年1月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)

	実施場所(実施月)	受験者数	合格者数
介護	(フィリピン) 2019年4月～2020年3月, 6月～2021年1月 (カンボジア) 2019年9月～2020年3月, 5月～2021年1月 (インドネシア) 2019年10月～2020年4月, 6月～2021年1月 (ネパール) 2019年10月～2020年3月, 7月～2021年1月 (モンゴル) 2019年11月, 12月, 2020年9月～11月 (ミャンマー) 2020年2月, 3月, 2021年1月 (タイ) 2020年11月, 12月, 2021年1月 (日本国内) 2019年10月～12月, 2020年3月～2021年1月	(技能試験) 16,078人(注1) (日本語試験) 14,913人(注1)	(技能試験) 10,365人(注1) (日本語試験) 11,018人(注1)
ビルクリーニング	(フィリピン) 2020年2月, 3月 (ミャンマー) 2019年12月 (日本国内) 2019年11月, 12月, 2020年8月, 9月, 11月, 12月	1,206人	864人
素形材産業(注2) 産業機械製造業(注2) 電気・電子情報関連産業(注2)	(インドネシア) 2020年1月 (日本国内) 2020年10月～12月	110人(注1)	15人(注1)
建設(注2)	(日本国内) 2020年8月, 9月, 12月	159人	95人
造船・船用工業(注2)	(フィリピン) 2019年11月 (日本国内) 2020年5月, 8月, 11月, 12月	26人	19人
自動車整備	(フィリピン) 2019年12月～2020年3月, 11月, 12月 (日本国内) 2020年10月～2021年1月	111人(注1)	71人(注1)
航空(注2)	(フィリピン) 2019年11月 (モンゴル) 2019年10月 (日本国内) 2019年11月, 2020年2月, 8月, 11月	486人	265人
宿泊	(ミャンマー) 2019年10月 (日本国内) 2019年4月, 10月, 2020年1月, 7月, 9月, 11月	4,257人	2,208人
農業(注2)	(フィリピン) 2019年10月～2020年3月, 7月～2021年1月 (カンボジア) 2020年1月～3月, 6月～2021年1月 (インドネシア) 2020年1月～3月, 7月～2021年1月 (ミャンマー) 2020年2月, 3月, 2021年1月 (タイ) 2020年11月, 12月, 2021年1月 (日本国内) 2020年3月, 6月～12月, 2021年1月	3,269人(注1)	2,780人(注1)
漁業(注2)	(インドネシア) 2020年1月, 12月	54人	22人
飲食料品製造業	(フィリピン) 2019年11月～2020年3月, 9月～11月, 2021年1月 (インドネシア) 2020年1月～3月, 9月～11月, 2021年1月 (日本国内) 2019年10月, 2020年2月, 9月, 11月, 2021年1月	7,524人	5,300人
外食業	(フィリピン) 2019年11月～2020年3月, 7月～2021年1月 (カンボジア) 2020年1月～3月, 6月～2021年1月 (インドネシア) 2020年7月～2021年1月 (ミャンマー) 2020年2月, 3月, 2021年1月 (タイ) 2020年11月, 12月, 2021年1月 (日本国内) 2019年4月, 6月, 9月, 11月, 2020年2月, 9月, 11月, 2021年1月	15,291人(注1)	8,552人(注1)
全分野合計		(技能試験) 48,571人	(技能試験) 30,561人
国際交流基金 日本語基礎テスト	(フィリピン) 2019年4月～6月, 8月～11月, 2020年1月, 3月, 7月～9月, 11月, 2021年1月 (カンボジア) 2019年10月, 2020年1月, 3月, 5月, 7月～9月, 11月, 2021年1月 (インドネシア) 2019年10月, 11月, 2020年1月, 3月, 7月～9月, 11月, 2021年1月 (ネパール) 2019年10月, 11月, 2020年1月, 3月, 7月～9月, 11月, 2021年1月 (モンゴル) 2019年11月, 2020年9月, 11月 (ミャンマー) 2020年3月 (タイ) 2020年11月	14,900人	5,543人

(注1) 2020年12月以降に実施された介護(技能試験及び日本語試験)、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、自動車整備、農業、外食業の受験者数及び合格者数のうち未発表分については、各者数の累計値に含んでいない。
(注2) 業務区分によって試験実施状況が異なる。

1 在留資格認定証明書が交付された方又は在留資格認定証明書交付申請中の方

① 在留資格認定証明書が交付された方

通常3か月間有効ですが、特例として、次のとおり取り扱います。

- 2019年10月1日から同年12月31日までに作成された在留資格認定証明書 → 2021年4月30日まで有効
- 2020年1月1日から2021年1月30日までに作成された在留資格認定証明書 → 2021年7月31日まで有効
- 2021年1月31日以降に作成された在留資格認定証明書 → 作成日から6か月間有効

② 在留資格認定証明書交付申請中の方について

現在申請中の案件について、活動開始時期を変更することとなった場合、原則として**受入機関作成の理由書のみ**をもって審査しま

2 在留諸申請中に再入国許可により出国した方

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、**本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認めることとし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能**とします。

3 再入国許可による出国中に再入国許可期限が経過した方等

① 在留資格認定証明書の交付対象とならない方（「永住者」等）

再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できなかった永住者の方については、**再入国許可の有効期間の満了日が、入国制限が解除された日から1か月後までであり、かつ、入国制限が解除された日から6か月後までに「定住者」の査証申請**をしていただいた上で入国する場合には、**「永住者」の在留資格により上陸特別許可**します。

本邦に在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合及び同申請の対象とならない在留資格（「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定されるもの）の方については、原則として**申請書、在留カードの写し及び本人の申立書のみ**で査証申請を受け付けます。

② 在留資格認定証明書の交付対象となる方（留学生、技能実習生、技術・人文知識・国際業務等）

本邦に中長期在留者（留学生や技能実習生等）として在留していた方が、再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できず、在留期限を経過した場合などで、改めて在留資格認定証明書交付申請を行う方については、原則として**申請書および受入機関作成の理由書のみ**をもって審査します。

③ 「高度専門職2号」で在留していた方

②により「高度専門職1号」として従前の活動に応じた在留資格認定証明書交付申請を行ってください。（「高度専門職1号」の査証発給を受けますが、入国時に日本の空港で「高度専門職2号」として新たに入国するための手続をとることができます。）

1 「短期滞在」で在留中の方

⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可します。

※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。

2 「技能実習」, 「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 従前と同一の業務（※）に従事する場合が対象となります。

※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。））」で就労することも可能です。

(注2) 「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合は在留資格変更を許可します。

(注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

(注4) 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可します。

※ 10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

(注) 「短期滞在」や「特定活動（帰国困難・就労不可, 出国準備）」の在留資格で在留している元留学生の方も対象になります。

4 その他の在留資格で在留中の方（上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む）

⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可します。

※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。

(注) 上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、採用内定を取り消された留学生等に加え、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生の本邦での継続した就労を可能とするため、一定の要件の下、特定産業分野において在留資格「特定活動」を付与するとともに、自力で再就職先を探すことが困難な外国人に対しては、関係省庁と連携し、再就職のためのマッチング支援を行うことにより、本邦での雇用維持をパッケージで支援する。

在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
- 在留期間 最大 1年
- 要件
 - ・就労先が特定技能制度における特定産業分野に該当していること
 - ・申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること

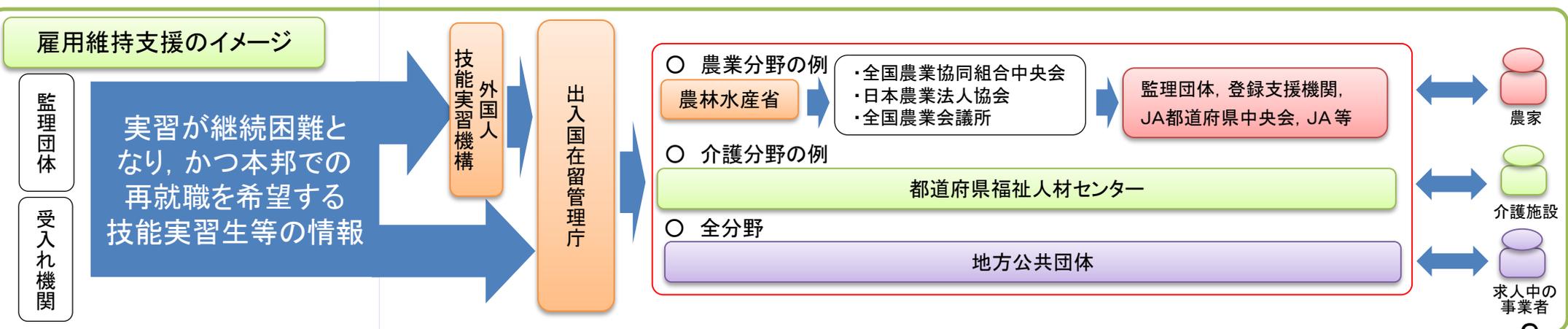
対象者

- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
 - 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者(在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等)
 - 採用内定を取り消された留学生
 - **技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生(※)** 等
- ※令和2年9月7日から対象に追加

支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

令和2年9月1日からは、外国人在留支援センター(FRESC)において、新型コロナウイルス感染症の影響で問題を抱える外国人からの相談にフリーダイヤルで対応しており、本件マッチングに必要な書類作成に係るサポートも行っている。



① 利用申出



【利用できる方】

- ① 申請人から依頼を受けた所属機関の職員
 - ② ①の所属機関から依頼を受けた弁護士・行政書士、公益法人の職員及び登録支援機関の職員（※）
- ※有効な申請等取次者証明書又は届出済証明書を有する方

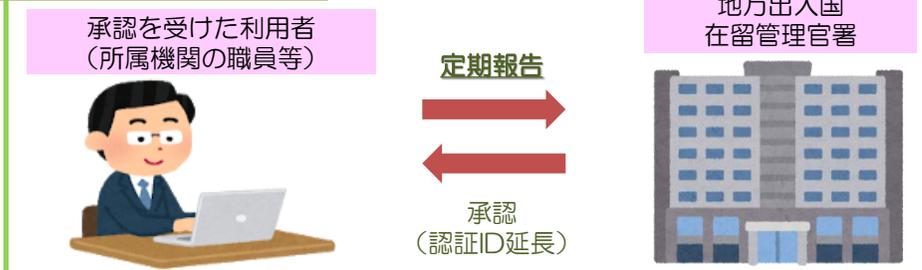
【申出の方法】

- ① 地方出入国在留管理官署への出頭
- ② 郵送による申出も可

② オンライン申請



③ 定期報告



【定期報告】

- 承認を受けた日から1年間を経過する前に、承認した地方出入国在留管理官署宛て所属機関等の情報を報告
 - 中小企業等については、経営・財務状況等の観点から、安定的・継続的に事業が運営されているか否かなども審査
- ⇒ 定期報告が承認されれば、オンライン申請の認証IDの有効期間が1年間延長される。

対象の手続

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留資格変更許可申請
- ③ 在留期間更新許可申請
- ④ 在留資格取得許可申請
- ⑤ 就労資格証明書交付申請
- ⑥ ②～④と同時に行う再入国許可申請及び資格外活動許可申請

対象の在留資格

- 「技術・人文知識・国際業務」、「留学」、「技能実習」などの入管法別表第1在留資格が対象
- ただし、「外交」及び「短期滞在」、身分又は地位に基づく在留資格（「日本人の配偶者等」など）は対象外

※1 出入国在留管理庁ホームページ「在留申請オンラインシステム」：<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/onlineshinsei.html>

※2 利用可能な申請種別・在留資格：<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/requirement.pdf>